武蔵野市立第六中学校　いじめ防止基本方針

１．はじめに

　いじめとは、推進法第２条に示された「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

　いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そして、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられている。

　本校の生徒一人一人が安心した学校生活を送ることができる事を目途として、学校いじめ防止基本方針を策定した。

２．　いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

　本校では、いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒たちが、安心して生活できるよう、学校内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速な対応を組織的に行う。

（１）組織体制

　校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。

　構成は、校長、副校長、主幹教諭、各分掌主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

いじめの情報に対して迅速に情報を取集し、対応を図る。

（２）未然防止

《学校全体の活動場面》

・全校集会、学年集会を通して、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体に醸成する。

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、生徒が自尊感情や自己肯定感を感じ取れる取り組みを行う。
・担任一人が、学級の問題を抱えこまないための組織、協力体制を構築する。
・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。
（例えば、生徒会による挨拶運動、いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）
・生徒がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
・セーフティ教室等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
・「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、学年便り、開かれた学校づくり協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

《学年、学級での活動場面》
・「いじめは絶対に許されない」との認識を学級全体で指導する。
・行事や学級活動を通して他者と関わり良好な人間関係を構築する体験をさせる。
・生徒一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を築く。
・生徒が学級のルールを守ることができるよう、規範意識を育てる。
・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
・教職員の不適切な認識や言動が、児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

（３）早期発見
・教職員の情報交換を円滑に行い、いじめ対策委員会で集約を速やかに行える体制作り。
・教職員の生活指導への意識の向上。
・「いじめ防止に関する校内研修会」の実施、「いじめ発見チェックシート」活用
・教職員、生徒、地域、保護者など広く情報提供への呼びかけ
・機会を捉えた二者面談の実施（気になることはすぐに担任が個人的に聞き取る）
・学級、学年、学校の状況把握　年３回　記名式の学校生活行動調査アンケート・実施・集計
（学級担任→生活指導部（ＳＣ）→管理職→学級指導）
・教育相談対応　担任との信頼関係の構築

（４）早期対応
①　「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する
・いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
特に、重大事態の発生の判断は教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。（注）
・把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。

②　被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への指導・支援体制を組む

・被害生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。

・加害生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。

・いじめを報告した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

③　教育委員会・関係機関との連携を進める

・「いじめ対策委員会」を通じて、武蔵野市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

・「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。

④　保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する

・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

・PTA と連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を生徒に与える。

注　《重大事態とは》

・　**いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき**

例えば　〇　生徒が自殺を企図した場合　　〇　身体に重大な傷害を負った場合

〇　金品等に重大な被害を被った場合　　〇　精神性の疾患を発症した場合　等

・　**いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき**

年間３０日を目途とする。しかし一定期間、連続して欠席しているような場合、

迅速に調査に着手することが必要である。